



金 沢 市 公 報

第 2 6 8 7 号 の 7

平成23年(2011年)4月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

| 目 次 | ページ |
|---|-----|
| 教育委員会告示 | |
| 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて | |
| (歴史建造物整備課) | 1 |

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第5号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)第3条第1項の規定により、金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月1日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、卯辰山麓伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定める。

1 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の目的

この保存計画は、先人より継承されてきた卯辰山麓の伝統的な町並みと歴史的風致を形成する環境を後世に伝えるため、市民の創意と発意を尊重し、市民と行政が誇りと愛着を持って互いに協力し合いながら、生活環境の向上を図りつつ保存整備を進め、金沢市の文化的向上に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・区域

名称：金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区

面積：約22.1ヘクタール

区域：金沢市東山1丁目、東山2丁目、山の上町、子来町及び鷺町の各一部(別図第1のとおり)

2 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存地区の概要

ア 保存地区の沿革

金沢市は、石川県のほぼ中央に位置し、西は日本海に面した海岸の砂丘が北部の内灘砂丘に続き、東は医王の山並みがあり、南東の海拔1,500メートルを超える山地とともに富山との県境を形成している。そして、これらの山地を水源とする犀川及び浅野川の2大水系が市域を3つに分けている。

このような自然地形を背景に、金沢の中心市街地は卯辰山・小立野台・寺町台の3つの丘陵・台地と犀川・浅野川の2つの河川で構成される変化に富んだ地形構造を有する。

金沢の近世城下町としての建設は、天正11年(1583)、前田利家が小立野台地の先端に築かれた金沢城に入城したことに始まる。その後、加賀藩の発展とともに城下町の整備が進められたが、金沢城下の空間構成の中で、寺院立地の特質として卯辰山、小立野台、寺町台に形成された3寺院群があげられる。

近世初期の金沢城下町形成過程において、加賀藩3代藩主前田利常による元和・寛永期(1615～1643)の施策により、城を中心として北東部の卯辰山、南東部の小立野台、南西部の寺町台のそれぞれの寺院群が形成された。文政3年(1820)の寺院分布を見ると、卯辰山には65、小立野台には32、寺町台には59の寺院が存在し

ていた。

これら3寺院群の形成目的については、城下の防御拠点としての軍事的役割や鬼門除け、勢力のあった浄土真宗(当時は一向宗と呼ばれていたが、明治5年(1872)に真宗の呼称が公許されて以降、一向宗の名称は使われなくなった。)寺院への監視の目的などから城下内寺院の65%の浄土真宗以外の寺院を移動し、集積させたといわれている。

しかし、寺院群の形成に60年近くの期間を要していることや、各史料に寺院の移動の事由として「惣構堀出来」、「金沢町立替」などと記されていることなどから、寺院群形成の本質は城下の空間利用区分・都市整備にあったと考えられる。

3寺院群を宗派から見ると、卯辰山麓寺院群では、日蓮宗寺院が43%を占めており、小立野寺院群では曹洞宗寺院が50%、寺町台寺院群では曹洞宗寺院が34%、日蓮宗寺院が25%を占め、それぞれ宗派的な特質が見られる。特に小立野寺院群には藩主前田家の菩提寺(曹洞宗)が集中している。浄土真宗寺院は3寺院群内には極めて少なく、保存地区内には5カ寺が存在する。

保存地区は越中方面から旧北国街道により城下への入り口となる交通の要衝に位置し、卯辰山の麓から山腹にかけて寺院が配され、寺院群が形成された区域を主体としている。

16世紀末から17世紀初頭にかけての寺院群形成初期には、金沢城下図(延宝年間1673~81)で大きく描かれている有力な寺院が卯辰山の中腹に立地している。慶長4年(1599)の前田利家侯を祀る卯辰八幡宮(宇多須神社)、同5年(1600)の明王院(廃寺、年号不明)、同6年(1601)の摩利支天(宝泉寺)、前田家との関わりが深い観音院などである。

その後、これらの北に位置する一帯には、慶長17年(1612)に立地した前田家ゆかりの西養寺がある。現在の蓮昌寺(万治元年:1658)の位置には、如来寺が慶長10年(1605)に立地していた。金沢城下図に示される寺社の数は31を数え、17世紀後半までに保存地区内の寺院のほとんどが立地し、今日に継承される寺院群が概ね形成された。

また、この間に観音町、木町が計画的な町割により「町地」として成立し、その後、寺院周辺の町場が「地子町」へ編入されたとみられる。

こうした寺院群と周辺の町割には、金沢城下町の再編前後の町筋がよく残り、段階的に成立を果たした金沢城下町の過程もよく示されている。

以降、いくつかの寺院の創建や廃寺が見られたが、寺院群形成過程で4度の大火に見舞われた。特に享保21年(1736)、宝暦9年(1759)の大火では、寺院群一帯がほぼ全焼している。しかし、その後の再建により、群としての寺院の集積度や立地の連続性を保持しながら、寺院群と周辺の町割は、今日に継承されてきた。

文化8年(1811)の金沢町絵図によれば、旧北国街道の東側で寺院群と一帯に存在した町は四丁一から三番町、元如来寺町、西養寺町、茶屋町、橋爪町、観音町、河端町、織部町、観音下町、八幡町、木綿町であり、総計992軒が立地していた。これらの町々は卯辰八幡宮の持宮である多聞天社の氏子地であり、寺院群に入り組んだ町地は卯辰八幡宮のもとに氏子として一群にまとまっており、寺院群とこれら周辺の町家は密接な関係にあった。

江戸時代後期に入ると、卯辰山麓一帯は芝居・廓を備えた遊興の地として展開し、信仰・行楽・遊興・諸芸能の要素を備えた繁華な空間を構成していた。文政3年(1820)には外郭部に藩から公許された茶屋町が新たに形成された。これが現在でも茶屋町として残る「東山ひがし」であり、寺院群と共に賑わいを見せた。

今日では行楽の地としての賑わいは当時ほど見られないが、「東山ひがし」の東に位置する観音院で行われる「四万六千日参り」や宇多須神社で行われる「節分豆まき」などの寺社本来の宗教的行事が現在でも行われ、多くの参詣者が訪れる。また、寺院群の中程に位置する真成寺で行われる「人形供養」などの民俗行事が寺社それぞれに今もなお継承されている。

保存地区は、今日なお伝統的な寺社及び町家の建物や藩政期以来の町割り及び街路が良く残り、山麓という起伏に富んだ地形上に展開する寺院群とその裾野に広がる町場には、複合的に成立した金沢城下町の特徴がよく現れ、そこになお息づく信仰や民俗文化に支えられたなりわいにより、落ち着いたたたずまいをみせている。

イ 保存地区の現況

保存地区は、南北約840メートル、東西約690メートル、面積約22.1ヘクタールの範囲で、市街地の中心にある金沢城址の北東にあり、市内を流れる浅野川の北に位置する。保存地区の西側には、国道359号(旧北国街

道)が南北に通り、その東側には卯辰山の丘陵が広がる。

その山裾に向かって東西に街路が幾筋も伸び、その突き当たりあるいは街路沿いに寺社が配され、東西の街路を南北につなぐ細街路が巡る中、寺社と町家が渾然一体となって特徴的な景観を見せている。

保存地区内には、39の寺社、及び約800の町家等の建築物が存在している。

ウ 保存地区の特徴

保存地区には、寺院の集積する区域、町家が集積する区域、寺院群形成時とほぼ同時期に旧北国街道に平行して町建てされ材木問屋が集積していた旧木町、観音院の門前町として賑わいを見せた旧観音町を含み、それぞれに特徴的な景観を見せる。

卯辰山麓に広がる寺院群は傾斜地に立地し、その数は、地区外を含め49を数える。旧北国街道から山麓に向かう突き当たりの街路構造を基本とした町割りが特徴で、その突き当たりやさらに奥に数カ寺ごとに、ある程度の宗派のまとまりを見せながら寺院が配置されており、その形態が今も色濃く残る。

街路は傾斜のある地形により曲折し、街路に沿って連続する築地塀に囲まれ寺院が不規則に立地し、また突き当たりには石段を構えた寺院が立地している。山門は低く塀も低い。

この保存地区は、高低差のある区域一帯に寺院が群となるよう意図的に集積され、城下町金沢の中でも特徴的な寺院群のたたずまいを残す地区で、小路に面して寺院と町家が混在し、複数の山門が一度に視界に入り、小路の突き当たりの石段上に山門が建つなど、その景観は独特の雰囲気がある。直線的な道路に沿って寺院が建ち並ぶといった近世城下町に見られる配置ではなく、不規則に配置された寺院群は全国的にも希少である。

エ 伝統的建造物群の特徴

保存地区は、これまでに弘化3年(1846)の大火を最後に4度の大火に見舞われているが、地割については延宝期の金沢城下図に描かれる敷地の形状が現在まで全体的に良く残っている。

寺地については、旧北国街道から山腹に伸びる街路の突き当たりに位置する寺院群形成時の初期段階で拝領地として与えられた寺地と、街路脇に立地する一部の拝領地や地子地としての寺地とに大別できる。明治・大正期の「寺院明細帳」によれば、前者は敷地規模が約1,100坪(宝泉寺)から約3,000坪(蓮覚寺(元如来寺))と大規模であり、後者は約400坪(妙正寺)から約800坪(妙応寺)と前者に比較して規模がひと回り小さい。

寺社以外の敷地形状は、金沢市内に多く見られる町家と同じく間口が狭く奥行きが深い形式が大半で、間口は3.6メートル(2間)から9メートル(5間)までである。これらの宅地は、通りを挟んで両側に向かい合っ

オ 伝統的建造物の特徴

伝統的建造物の寺院建築については切妻造・平入型が寺院本堂の7割以上を占める。これは寺町台寺院群の5割、小立野寺院群の4割強と比較して多い。大半は大正期以降に屋根を板葺きから瓦葺きに改めた際に棟上げ工事を行ったものが、近代以降建て替えられたものであるが、中には板葺き石置き屋根の名残を残した勾配の緩やかな平入形式の本堂も見られる。

一方、金沢市内の寺院本堂において江戸中期から見られる形式である切妻造・妻入型も見られる。加賀能登地方の武家住宅や農家に見られる「アズマダチ(大型の切妻妻入屋根を持つ形式)」と同じく、正面の妻面を大きく見せ妻飾りとして梁を何段にも重ねるもので、その下に庇を付け入口には向唐破風造の式台玄関を設ける。保存地区内には5棟の切妻造・妻入型の寺院があるが、いずれも妻面の意匠を凝らし寺院本堂としての風格を備える。

寺院本堂の平面形式は、左右に連続する3室を前後2列、合計6室配した形式の方丈型がほとんどを占める。前室の前には、幅1間から2間の広縁を設ける。日蓮宗系寺院では中央前後2室を深い内陣とし、禅宗系寺院では前室3室の建具や小壁を除いて空間的に一体化する方向に進むなど、その使用方法に宗派の違いが現れている。

また、勧請神、勧請仏を祀る建物を本堂に接続して一体化した複合型本堂も見られる。本堂と附属堂を切妻平入の一連の屋根に納め、間口の広い本堂正面に2つの向拝が並ぶ。この複合型本堂では、本堂より附属堂の方をより装飾的に扱う傾向が見られる。これは、現世利益を求める庶民信仰を中心に発達した卯辰山麓寺院群の特性をよく現すものである。

本堂や本殿の向きは、前面道路に影響されるためあまり統一性は見られないが、卯辰山を背後におよそ西面するものが多い。

庫裏は、戦後から現在までに近代化された住宅に建て替えられたものが大半を占める。旧来の姿は図面や写

真が残るもののみ、当時の様子が窺われるが、庫裏の2階に鐘楼を設けるなどして屋根の上に小屋根を乗せていた例が、妙泰寺と光覚寺で確認できる。庫裏の本堂との関係で見ると、敷地の形状に影響されるため庫裏の配置に際だった傾向は見られないが、方丈型本堂では庫裏に近い側が下手となり、その後室が座敷に当てられ、遠い側が上の間となって勧請神などを祀る。

山門は、薬医門が最も多く高麗門も一部で見られる。規模は全体的に小さく、円光寺、全性寺には楼門が見られるが、共に高さが抑えられている。

保存地区における寺院本堂の特徴は、切妻造・平入型の外観で方丈6室型の平面を持つ形式が宗派の違いを超えて大半を占めるという形式の統一性である。これは、屋根の積雪対策や、度重なる火災による本堂の焼失により簡素で仮設的な本堂再建の結果によるものと思われる。

神社建築については、保存地区には2社が存在しいずれも明治以降の再建である。拝殿、幣殿、本殿を接続する複合型社殿であることや、本殿がともに一間社であるなど、近代の神社建築の特徴を良くあらわしている。

寺社以外の伝統的建造物の建築は、切妻造・平入型で棧瓦葺とする町家形式のものが大半を占める。かつての板葺き石置き屋根の勾配を残し、金属板葺きとするものも見られる。

町家の古い形式である2階階高の低いものが全体の3割を占める。数は少ないが平屋建も見られる。正面意匠については、軒先の葺き板が風でまくれ上がるのを防ぐために付けられた軒先の横板である「カザガエシ」、底下には「サガリ」と呼ばれる風雨をしのぐための横板が付き、玄関入口には潜り戸のある「大戸」が付くものも見られる。1階表に格子の付くものには、竹簾を縦棧に横張りした「スムシコ」と呼ばれるものや、棧の幅や間隔が極めて細い「キムスコ」と呼ばれる加賀格子を残す町家も見られる。2階正面開口部においても「古格子」「長押」「出窓」などの伝統的な意匠が多く残る。

また、軒の支持構造として、「腕木支え」「登り梁」「せがい」「二重せがい」などの伝統的な構造が良く残り、軒裏の意匠として印象づけられる。

保存地区内の町家には総じて、袖卯建、軒裏の意匠、2階正面開口部の意匠など、金沢におけるそれぞれの時代の町家の特徴を良くあらわしたものが多く残る。江戸後期までの「低町家(軒高4.3mまで)」から、明治後期から昭和戦前期にかけての「高町家(軒高5.0m以上)」まで、時代を経るに従い2階の階高が高くなっていく変遷を見て取ることができる。(「低町家」「高町家」の分類は、『金沢市史 資料編 建築・建設』に準じた。)

また、少数ではあるが町家形式以外の建築物も見られる。正面意匠は町家形式とほとんど変わらない構成ながら、建物は道路境界線からセットバックして塀と前庭空間を設けているもの、入母屋屋根の玄関部を前面に突出させたもの、切妻妻入りのアズマダチのもの、入母屋妻入りの2階大屋根の上にさらに3階の入母屋屋根を重ね堂々とした風格を持つものなど、数は少ないが存在感のある建築物が残る。

工作物は、保存地区の起伏に富んだ地形の特徴から石積擁壁が多く見られる。石の積み方の違いにより、割石乱積み、割石整層積み、割石谷積み、亀甲積み、切石整層積み、間知石整層積み、玉石谷積み等様々な石積擁壁が見られ、それぞれ特徴的な表情を持つ。特に寺院が集团的に立地している七面小路や妙見小路には境内境としての土塀石積みが連続して残り、寺院群としての歴史的風致を形成している。寺社以外では、延宝期の金沢城下図に描かれる旧明王院跡の石積擁壁が残る。上部と中間部は、築造後に少なくとも2度の改修がなされているが、下部については当時の遺構を一部残している。

参道としての石段については、宝泉寺、宗龍寺、本蔵寺、誓願寺、真成寺、全性寺、本法寺などに歴史的な価値の高い石段が残る。石段に用いられている石の種類は、赤戸室石や笏谷石などの加賀や越前の地場石材が多く見られる。

土塀や板塀については、古い遺構を残すものは少ないが、広昌寺正面と、宗龍寺山門脇などに一部藩政期の築地塀が残る。

環境物件は、寺社境内に残る樹木、山麓の地形を生かし背後の自然を借景にして作庭された庭園などが見られる。江戸初期作庭と推定される心蓮社庭園は築山池泉庭園で、市名勝に指定されている。

水系については、延宝期の金沢城下図からは、保存地区内に6本の河川、水路が確認できるが、その中でも宇多須神社横を流れる矢の根川、油木小路脇を流れる水路、旧北国街道沿い町家と蓮覚寺、妙泰寺、蓮華寺との間に流れる水路が開渠の範囲が広く、石積み護岸の遺構が多く残る。

(2) 保存の基本計画

ア 保存に関する基本的な考え方

保存地区は、延宝期(1673~1680)の金沢城下図による寺社地、地子地、一部本町の範囲を基本とし、藩政期からの細街路や町割が色濃く残り、特徴的な地形の中に寺院群と歴史的に関係が深い寺社及び町家等が集積する地区である。

しかしながら、近年の急激な社会情勢、市民生活の変化と地区内の建築物等の老朽化によって、このまちなみも少しずつ変化してきている。このような現状から、保存地区の歴史的風致の維持及び形成を図るため、保存地区の景観を特徴づけている伝統的建造物群を構成している伝統的建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境物件を保存する。伝統的建造物については、保存地区内の道路等から通常望見できる範囲の外観を主として保存する。

また、地区住民と行政が一体となって、生活の快適性の確保と防災機能の向上を図りながら、保存地区の町割を保存しつつ、伝統的建造物群の管理、修理、修景、復旧事業を行う。

この保存地区の伝統的建造物群は、金沢市にとって極めて貴重な文化遺産と認められるもので、市民の理解と協力のもと、この保存地区の伝統的建造物とその歴史的環境を後世に伝えとともに、健全な住環境の整備に努め、併せて金沢市の文化的向上を図るものとする。

イ 保存計画の概要

保存地区の特性の保存及び形成のため、保存地区の地割及び各敷地の利用形態を保存し、建築物については主としてその外観を保存する。

このため、保存を要する物件を別項のとおり定め、伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建築物等の修景を行い、環境物件の復旧又はその他の土地及び自然物の修景を行う。

また、防災設備その他の管理施設を設置し、環境の整備を行うものとする。

この目的を達成するため、市自ら事業を実施するとともに、所有者等が行う事業に補助することができるものとする。

3 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定

(1) 伝統的建造物

保存地区における伝統的建造物の決定基準は次のとおりとする。

ア 建築物

伝統的建造物のうち、建築物は昭和25年以前に建築され、伝統的様式、伝統的構法、伝統的材料で造られているもので、地区の歴史的景観を構成する寺院の本堂、庫裏、山門、鐘楼、神社の本殿、拝殿、その他境内の建築物、及び町家その他の歴史的意匠を遺す建築物の主屋及びそれに附属する建築物(別図第2-1~4及び別表第1のとおり)

イ 工作物

伝統的建造物群の特性を維持していると認められる工作物(別図第3-1~4及び別表第2のとおり)

(2) 環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる土地及び自然物(別図第4-1~3及び別表第3のとおり)

4 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

保存地区内では、比較的良好に保存活用されている建築物等が多いが、不適切な改造、経年による老朽化や破損等も見られる。しかし、これらの大多数は、適切な修理及び修景を施すことにより、地区にふさわしい姿に回復できる可能性を持っている。このような現況にあって、建築物等の保存整備に当たっては、藩政期の町建て当時の地割に現在も寺社及び町家等が集積する地区の特性に応じ、伝統的建造物については保存のための修理を行うとともに、その他の建築物等については適切な修景を実施することにより、地区の持つ歴史的風致の維持、回復に努める。また、保存修理に際して構造耐力上必要な部分を補強し及び修理し、耐震性能の向上を図るよう努める。

環境物件にあってはその保存及び復旧を図るとともに、環境物件以外の自然物等にあっては必要に応じて適切な修景を実施する。

(2) 保存整備計画

ア 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、別表第4に定める「修理基準」により修理を実施するものとする。

- イ 伝統的建造物以外の建築物等については、保存地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、別表第5に定める「修景基準」により修景を実施するものとする。また、保存地区の歴史的風致と調和を図るため、別表第6に「許可基準」を定める。
- ウ 環境物件として特に定めた土地及び自然物については、保存地区の歴史的風致を維持するものとして保存し、必要に応じて復旧する。また、環境物件以外の自然物等にあつては、新たに歴史的風致の形成に寄与するための修景を実施するものとする。
- エ これらの修理及び修景の基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を守り育てるとともに、保存地区の特性を生かした生活環境の整備に努める。
- 5 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等
- (1) 経費の補助
- 条例第9条の規定に基づき、次の経費の一部を補助する。このため、金沢市伝統的建造物群保存地区に関する補助金の交付要綱を別に定める。
- ア 伝統的建造物の修理事業のうち、伝統的建造物群の特性を維持するために必要な外観及び屋根の修理に要する経費
- なお、伝統的建造物の構造耐力に関わる主要な部分について必要があると認められる修理及び防災上構造耐力を増すために必要があると認められる補強に要する経費については、これを含めることができる。この場合において、構造耐力に関わる主要な部分とは、基礎、耐力壁（内部の表面仕上げを除く。）、柱、小屋組、土台、床組及び横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）とする。
- イ 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更のうち、保存地区の特性と調和するために必要な外観及び屋根の修景に要する経費
- ウ 環境物件の復旧事業又は環境物件以外の修景事業のうち、保存地区の歴史的風致を維持するために必要があると認められる事業に要する経費
- エ 建築物及び環境物件の保存を図るために必要な管理等に要する経費
- オ 保存地区の保存を目的とする住民等の団体による活動に要する経費
- (2) 物資の提供等
- 保存地区の保存に関し必要があると認められる場合には、物資を提供し、又はあつ旋することができる。
- (3) 資金の融資
- 別に定める要綱に基づき、保存地区内における景観保全に要する資金を融資する。
- (4) 技術的援助
- 保存地区の歴史的風致を維持し、及び形成するため、修理、復旧、修景等に係る設計相談その他の必要な技術的援助を行う。
- (5) 固定資産税等の軽減
- 保存地区内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減を図る。
- 6 保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに保存地区の環境の整備計画
- (1) 管理施設等
- ア 管理施設
- 保存地区の住民と来訪者の便宜及び保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を図ることによって保存地区についての理解を深めることに資するための拠点となる施設を設置する。
- イ 標識及び案内板等
- 保存地区内の適切な管理や、歴史的価値に対する知識を深めるための標識、説明板、案内板等を適切な箇所に設置する。なお、案内板等のデザインについては、歴史的風致と調和したものとする。
- (2) 防災施設等
- 保存地区では防災計画を策定し、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保、建築物等の構造補強等を進める。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、防災意識の啓発と初期消火等の充実を図る。
- ア 防災計画の策定
- 保存地区における総合的な防災計画を早期に策定し、火災及び大規模地震並びに風水害等の災害に対する安全性の向上を図る。

イ 初期消火設備の整備

初期消火及び延焼防止を目的として、防災計画に基づき、各戸への消火器の設置を促進するとともに、住民による操作が可能な易操作型消火栓、防火水槽等を適切な箇所に整備する。

ウ 警報設備の整備

火災等の早期発見を目的として、各戸に警報装置、報知設備、防犯設備等を必要に応じて設置するとともに、通報訓練を常時計画的に実施する。

エ 防災広場の整備

災害時における住民の避難場所や防災活動の拠点として、保存地区内の適切な箇所に防災広場を整備する。併せて、耐震性の防火水槽や防災備蓄倉庫等を整備する。

オ 緊急車両の進入

非常時における緊急車両の進入については、保存地区の特徴である細街路網の形態に配慮し、効果的な消火活動をおこなうことができるよう、日常的に道路上の障害物（違法駐車車両、雪、樹木の枝等）を排除すること等に努める。

カ 建築物等の耐震補強

伝統的建造物の修理に合わせて、可能な限り構造耐力に関わる主要な部分の補強を行い、耐震性能の向上を図る。

キ 除雪対策

冬期積雪時に発生した災害時に、住民等が安全に避難場所へ避難できるよう、機械除雪路線の延伸や格上げにより、街路の除雪を強化するとともに、町会単位で小型除雪機械を配備する。

また、特に独居高齢者など自ら除雪することが困難な住民に対しては周辺住民が協力して除雪するなど、地域の連携体制を確立する。

ク 自主防災活動

保存地区内に、住民による自主防災団体を組織し、防火パトロール、防災訓練、防災知識の普及及び消火設備、警報設備等の操作の習熟、点検等に努める。

(3) 環境の整備等

保存地区の歴史的価値を損なうことなく、伝統的な町並みに調和した環境整備を実施することで、生活基盤の充実を図り住環境の向上に努める。

ア 道路施設

保存地区内の道路形態は、保存地区の価値を表象するものであるため保存に努めることとし、その整備にあたっては履歴を考慮した内容とする。路面の舗装、側溝の改良に当たっては、保存地区の履歴を考慮した工法、材料等を用いることとし、歩行者の安全性に配慮した整備を進め、歴史的風致の維持・回復に努める。

イ 電柱・架線等

電柱・架線等については、移設、埋設による整理を基本とした整備に努めることとし、主要な道路においては電柱・電線類の無柱化を行う。

ウ 空地

保存地区内にある空地は、建築物や塀等の新設による修景を促進し、歴史的風致の維持を図る。また、来訪者のための駐車場の設置については、保存地区周辺において整備に努める。

エ 屋外広告物

屋外広告物については、保存地区の歴史的風致を損なわないものとし、独立した看板等については原則として設けない。

オ 交通

保存地区内への不必要な車両の進入を防ぐことに努める。また、住民や来訪者の利便性を確保するため、公共交通の充実を図る。

(4) 周辺地域との連携

保存地区周辺には、東山ひがし伝統的建造物群保存地区、主計町伝統的建造物群保存地区をはじめとして、旧御歩町こまちなみ保存区域など伝統的なまちなみが多く残り、歴史的風致を形成している。

今後、周辺地域一帯において、保存地区と調和のとれた歴史的景観をいかしたまちづくりの推進を図る。

7 保存地区内の建造物の活用

(1) 伝統的建造物の公開

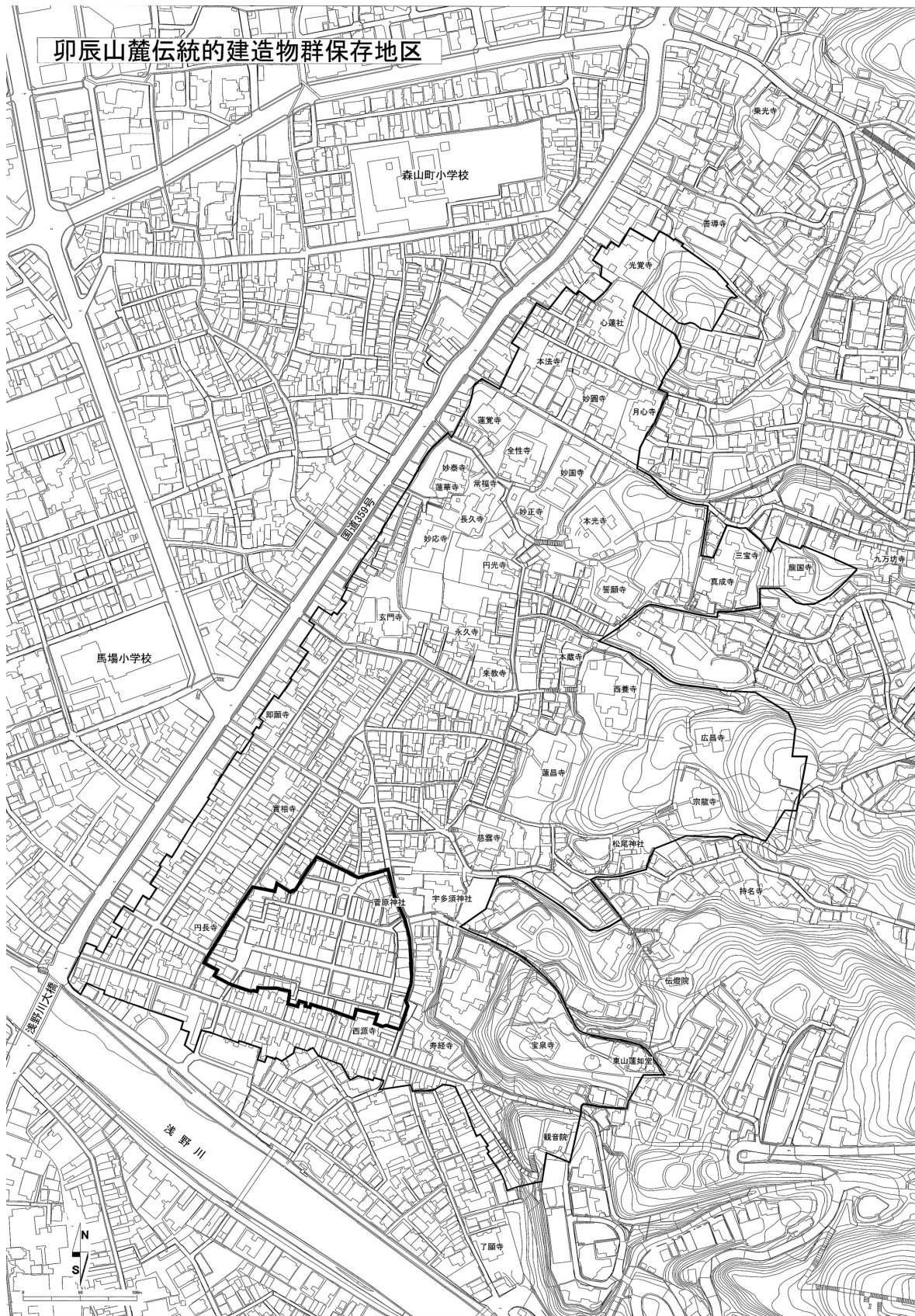
地区内の伝統的建造物の多くは民間所有であるが、特に修理を実施した建造物については公開に関して協力を求め、時間や公開部分を限定しつつも広く一般公開することに努める。

(2) 空き家対策

住民の高齢化や後継者の郊外流出等に伴い空き家となる建築物については、賃貸や売買に関する流通を促進し、新たな居住者等を保存地区内に呼び込むことにより建築物の保存・活用に努める。

別図第1 保存地区の範囲

保存地区



別図第2 - 1 伝統的建造物（建築物）に係る図面（全体）

(別図第2 - 1は、登載を省略し、当該図面を金沢市役所都市政策局歴史遺産保存部歴史建造物整備課において縦覧に供します。)